

財団法人骨髄移植推進財団 組織規程

制 定	平成 4 年 4 月 1 日
第 1 次改正	平成 7 年 4 月 1 日
第 2 次改正	平成 7 年 8 月 1 日
第 3 次改正	平成 9 年 3 月 17 日
第 4 次改正	平成 10 年 10 月 1 日
第 5 次改正	平成 13 年 4 月 1 日
第 6 次改正	平成 15 年 3 月 28 日
第 7 次改正	平成 15 年 11 月 29 日
第 8 次改正	平成 17 年 3 月 12 日
第 9 次改正	平成 19 年 5 月 17 日
第 10 次改正	平成 22 年 9 月 15 日

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 財団法人骨髄移植推進財団(以下「財団」という。)の組織及び業務の分掌に関する事項は、寄附行為に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 組織及び業務分掌

(構 成)

第 2 条 財団の事務局に次の 4 部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 移植調整部
- (3) 広報渉外部
- (4) ドナーコーディネート部

(チームの設置)

第 3 条 各部に、必要に応じてチームを置くことができる。

(地区事務局の位置及び名称)

第 4 条 寄附行為第 4 条第 2 号に規定する事業を実施するため、必要な地に地区事務局を置く。

- 2 地区事務局の名称及び位置は、別表に定めるとおりとする。

(総務部)

第 5 条 総務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 理事会、評議員会、常任理事会が置かれたときは、常任理事会及び事業評価委員会の庶務に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 事務局の組織及び定員に関すること。
- (4) 公印の管守に関すること。
- (5) 文書に関すること。

- (6) 文書の接受及び発送に関する事。
- (7) 予算及び決算に関する事。
- (8) 収入及び支出に関する事。
- (9) 資金計画及び資金繰りに関する事。
- (10) 契約に関する事。
- (11) 金銭及び物品の出納保管に関する事。
- (12) 債権の管理に関する事。
- (13) 個人情報保護に関する事。
- (14) 地区事務局との連絡調整に関する事。
- (15) 事務所の管理に関する事。
- (16) その他他の部に属さない事務に関する事。

(移植調整部)

第6条 移植調整部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療委員会、倫理委員会、HLA委員会、PBSCTに関する委員会及びデータ・試料管理委員会の庶務に関する事。
- (2) 患者の登録に関する事。
- (3) 地区事務局との連絡調整に関する事。
- (4) 患者負担金に係る請求権の発生の確認及び関係部局への通知に関する事。
- (5) 国際協力に関する事。
- (6) コンピューターシステムに関する事。
- (7) 患者問い合わせ窓口業務に関する事。
- (8) その他、骨髄移植又は末梢血幹細胞移植（以下「骨髄移植等」という。）の円滑な実施に資するための関係機関との連絡調整に関する事。

(広報渉外部)

第7条 広報渉外部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 広報推進委員会の庶務に関する事。
- (2) 財団の広報に関する事。
- (3) 骨髄移植等に関する知識の普及及び啓発に関する事。
- (4) 広報紙、パンフレットその他広報資料の作成並びに配布に関する事。
- (5) 渉外に関する事。
- (6) ドナー登録希望者受付業務の総括に関する事。
- (7) 後援、共催その他財団の名義使用に関する事。
- (8) 地区普及広報委員、説明員に関する事。
- (9) 寄附金の募集に関する事。
- (10) 各種募金活動の企画及び実施に関する事。

(ドナーコーディネータ部)

第8条 ドナーコーディネータ部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) ドナー安全委員会の庶務に関する事。
- (2) コーディネーターの養成研修に関する事。
- (3) コーディネーターに係る情報の収集及び整理に関する事。
- (4) 調整医師、地区代表協力医師の委嘱に関する事。

- (5) ドナーフォローアップに関すること。
- (6) 地区事務局との連絡調整に関すること。
- (7) ドナー団体傷害保険の請求その他見舞金の給付等に関すること。
- (8) その他ドナーに関連する業務に係る他の部との連絡調整に関すること。

(地区事務局)

第9条 地区事務局においては、当分の間、第5条、第6条及び第7条に規定する事務のうち、理事長が指定する事務の一部を分担して処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、財団の組織及び業務分掌に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年 4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年 4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成7年 8月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成9年 4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成10年10月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成13年 4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成15年 4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年 4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成19年 6月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成22年 9月15日から実施する。